

(お知らせ)



令和元年7月19日  
京都市子ども若者はぐくみ局  
担当：子ども若者未来部子ども家庭支援課  
電話：746-7625


## 9月から自己負担を半額に引き下げ

### 子ども医療費支給制度を拡充し、 子ども医療費支給制度の受給者証を一斉更新します

京都市では、子育て家庭の経済的な負担を軽減し、安心して子育てができるよう、京都府との協調により、子ども医療費の助成を行っています。

この度、令和元年9月診療分から、3歳以上の通院医療費の自己負担額の上限を、月3,000円から月1,500円に引き下げることに伴い、受給者証を一斉更新しますので、お知らせします。

#### 1 制度拡充内容

	就学前		小学生	中学生
	0～2歳	3～6歳		
入院	1医療機関 200円/月			
通院	1医療機関 200円/月	1医療機関 3,000円/月	 1医療機関 <b>1,500円/月(※)</b>	

※ 複数の医療機関等を受診し、自己負担額の合計が月1,500円を超えた場合には、超えた額を申請により支給します。(従来と同じです。)

※ 生活保護、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療、児童福祉施設入所児医療など他の制度で医療費の支給を受けることができるお子様は対象外です。

#### 2 実施日(新受給者証の一斉更新について)

令和元年9月診療分から医療機関等を受診出来るよう、全受給者に対して、新たに自己負担額を1,500円に変更した子ども医療費受給者証を8月下旬に郵送します。(申請手続は不要です。)

#### 3 問合せ窓口

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階  
京都市子ども家庭支援課分室

(TEL: 251-1123 FAX: 251-1132) (FAXによる申請はできません。)

京都市 子ども医療

※ 子ども医療費支給制度のお手続は、「郵送手続」を御利用ください!

なお、区役所・支所の子どもはぐくみ室、京北出張所第一福祉担当、神川出張所においても来所での受付及び一般的なお問合せに対応します。

(子ども医療費支給制度拡充に係る参考資料)

**今回が8回目の拡充**

■ 制度の変遷

- 平成 5年10月 制度開始(入院・通院とも2歳未満まで1月1医療機関200円)
- ① 平成 8年12月 3歳未満の乳幼児に対象拡大(入院のみ)
- ② 平成11年 1月 3歳未満の通院にも対象拡大
- ③ 平成15年 9月 小学校就学前の乳幼児にも対象拡大  
3歳以上就学前通院自己負担額は1月8,000円の償還払い
- ④ 平成19年 9月 小学校6年生まで対象拡大(入院のみ)  
3歳以上就学前の通院自己負担額を8,000円から3,000円に減額
- ⑤ 平成24年 9月 小学校6年生までの通院にも対象拡大
- ⑥ 平成25年 9月 3歳以上通院1医療機関3,000円超を現物給付
- ⑦ 平成27年 9月 入院・通院とも中学校3年生まで対象拡大
- ⑧ 令和 元年 9月 3歳以上の通院自己負担額を3,000円から1,500円に減額

■ 受給者数(令和元年5月末現在)

146,121人

■ 平成31年度の事業予算

	既存分	拡充分	計
医療費(千円)	1,880,000	167,400	2,047,400
事務費(千円)	67,899	98,000	165,899
計(千円)	1,947,899	265,400	2,213,299